

土壌・地下水汚染調査

株式会社サイエンス
静岡市葵区瀬名中央1-7-55
電話：054-261-8212
FAX：054-262-3798
E-mail：science@vcs.wbs.ne.jp
http://www.science-c.co.jp

「土壌汚染対策法」が2002年(平成14年)5月に制定され、2003年2月に施行されました。

土壌汚染対策法の目的は、「土壌の特定有害物質による汚染状況を把握すること、その汚染による人の健康にかかる被害の防止に関する措置を定めることにより、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」としている。

土壌汚染状況調査の対象となる土地は？

調査の実施主体は—土地所有者等(土地所有者・管理者・占有者)が行う—

① 特定有害物質を扱っていたことがある工場(水質汚濁防止法の特定施設)が廃止された土地

* 施設の使用等を廃止した日であり、廃止届けの提出日ではないことに注意が必要！

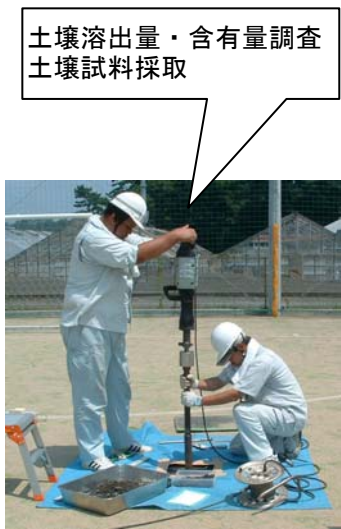
[3条調査]

② 知事が土壌汚染によって人の健康に被害が及ぶおそれがあると認めた土地

[4条調査]

指定調査機関が調査する

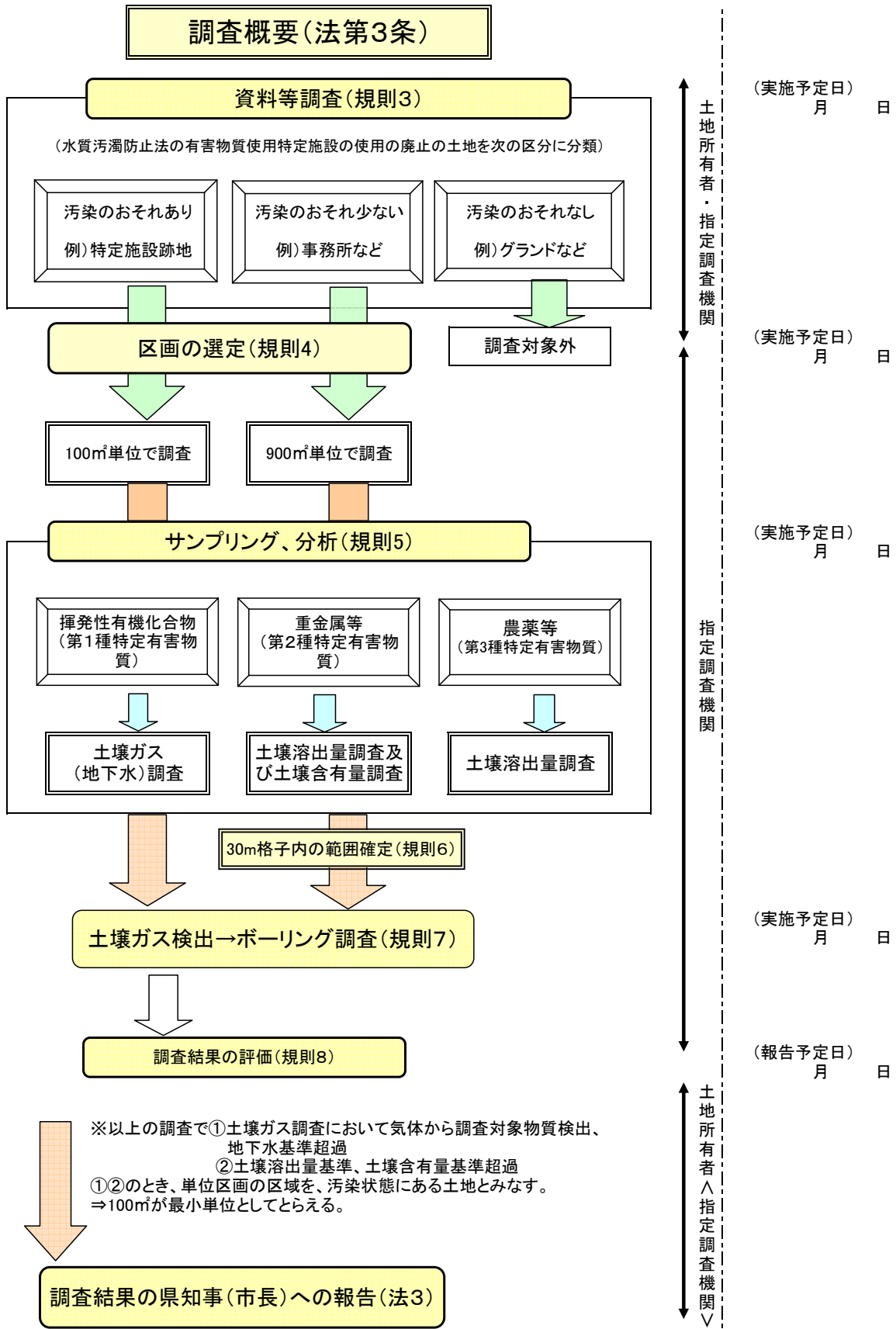
【株式会社サイエンスは指定調査機関です(指定番号 環2003-1-520)】



土壌ガス調査
土壌ガスの採取



土壤汚染状況調査の流れは？



土壤汚染対策法で対象となる物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）は？

指定区域の指定に関する基準（法第5条）

	特定物質（法第2条）	土壤含有基準	土壤溶出基準
		直接摂取によるリスクの観点からの基準	地下水の摂取によるリスクの観点からの基準
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	ジクロロメタン	—————	検液1リットルにつき 0.02mg以下
	四塩化炭素	—————	検液1リットルにつき 0.002mg以下
	1,2-ジクロロエタン	—————	検液1リットルにつき 0.004mg以下
	1,1-ジクロロエチレン	—————	検液1リットルにつき 0.02mg以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—————	検液1リットルにつき 0.04mg以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—————	検液1リットルにつき 1mg以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—————	検液1リットルにつき 0.006mg以下
	トリクロロエチレン	—————	検液1リットルにつき 0.03mg以下
	テトラクロロエチレン	—————	検液1リットルにつき 0.01mg以下
	ベンゼン	—————	検液1リットルにつき 0.01mg以下
	1,3-ジクロロプロペン	—————	検液1リットルにつき 0.02mg以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム	150mg/kg	検液1リットルにつき 0.01mg以下
	鉛	150mg/kg	検液1リットルにつき 0.01mg以下
	六価クロム	250mg/kg	検液1リットルにつき 0.05mg以下
	砒素	150mg/kg	検液1リットルにつき 0.01mg以下
	総水銀	15mg/kg	検液1リットルにつき 0.0005mg以下
	アルキル水銀	—————	検液中に検出されないこと
	セレン	150mg/kg	検液1リットルにつき 0.01mg以下
	ふっ素	4000mg/kg	検液1リットルにつき 0.8mg以下
	ほう素	4000mg/kg	検液1リットルにつき 1mg以下
	シアン	50mg/kg (遊離シアンとして)	検液中に検出されないこと
第3種特定有害物質 (農薬等)	P C B	—————	検液中に検出されないこと
	チウラム	—————	検液1リットルにつき 0.006mg以下
	シマジン	—————	検液1リットルにつき 0.003mg以下
	チオベンカルブ	—————	検液1リットルにつき 0.02mg以下
	有機燐	—————	検液中に検出されないこと